

# (1) 令和8年度福津市国民健康保険税率等について

## 第2回会議のまとめ

### <福津市の現状>

- ・令和6年度以降は単年度ごとに保険税率等の見直しを行うこととしています。
- ・令和7年12月時点における令和7年度の決算見込みとしては、基金の取り崩しを実施する見込みです（保険給付費や国・県交付金の金額が未確定であるため、予算上の見込み）。
- ・1人当たり保険給付費の高い状態は継続しますが、被保険者数の減少から保険給付費全体としては減少する見込みです。

### 【令和8年度国保事業費納付金仮算定結果より】

- ・令和6年度以前には、県が算定して示す納付金の合計額に対する、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分の割合と、福津市の令和6年度時点の保険税率等において保険者から集める保険税の各区分の割合には乖離がありました。県内の保険料率水準の完全統一化に向けて、令和7年度の税率等は、県の示す配分に近づけていくことを目的に保険税率等を改正し、乖離はいずれの区分も±1%未満となりました。令和7年度の現行税率を令和8年度も据え置いた場合、約600万円の余剰が見込まれることと、県が示す標準保険料率等と市の税率等に乖離の是正することに留意する必要があります。

以上のことから、令和8年度の保険税率等について2つの案を提示していました。

### 案A 現行の保険税率等を据え置く

令和8年度の保険税率について、保険税率等は据え置きとし、各区分の見直しは行わない。(子ども・子育て支援金は県の算定を採用することとする)

<財源余剰見込み額:およそ600万円>

### 案B 保険税率等を見直す

令和8年度の保険税率について、県が算定に用いている算定方法に近づけることと、「新しく創設される子ども・子育て支援金による納付額の上昇」の緩和を念頭に置き、税率等の見直しを検討する。

<財源不足見込み額:およそ50万円>

### 【いただいた主なご意見】

- ・事務局が提案する保険税率等の引き下げは、今後、県下で統一を進めていく保険料率等との乖離を拡大することにつながらないか。  
→基金と県下統一の進行状況を踏まえて、保険税率等の据え置きと、引き下げの2案を提示させていただいた。
- ・今後の状況を見据えて、基金を計画的に活用していく必要がある。
- ・今後実施される県下での保険税率等の統一を見据えて、本市の保険料率等を決定すべき。

☆本算定結果を反映したものを再度提示させていただき、税率等を決める

↓

## 令和8年度国保事業費納付金本算定結果について

### <市町村情報>

	令和8年度 仮算定	令和8年度 本算定	差
世帯数	6,844世帯	6,911世帯	<b>+67世帯</b>
被保険者数	10,842人	10,842人	—
18歳以上の被保険者数	9,795人	9,795人	—

### ①子ども・子育て支援金分について

#### <納付金>

	令和8年度 仮算定	令和8年度 本算定	差
子ども分	32,034,155円	35,311,768円	<b>+3,277,613円</b>

### <県の標準保険料率と令和8年度税率（案）>

	令和8年度 仮算定	令和8年度 本算定	端数調整後	令和8年度 税率(案)	差額
子ども分所得割	0.21%	0.23%	0.23%	<b>0.23%</b>	—
子ども分均等割	943円	1,048円	1,050円	<b>950円</b>	<b>▲100円</b>
子ども分18歳以上均等割	53円	64円	50円	<b>50円</b>	—
子ども分平等割	995円	1,096円	1,100円	<b>1,000円</b>	<b>▲100円</b>

$$\begin{array}{l}
 9,795 \text{ (人)} \times 100 \text{ (円)} = 979,500 \text{ (円)} \\
 \downarrow \text{対象被保険者数} \\
 6,911 \text{ (世帯)} \times 100 \text{ (円)} = 691,100 \text{ (円)} \\
 \downarrow \text{対象世帯数}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} 9,795 \\ 6,911 \end{array}} \right\} \underline{1,670,000 \text{ (円)}}$$

### <1人あたりの税額>

【福津市の納付金額 ÷ 18歳以上の被保険者数（見込）】

	令和8年度 仮算定	令和8年度 本算定	差
一人当たりの税額(子ども分)	3,270円(年額)	3,605円(年額)	<b>+335円</b>
	※月額274円	※月額300円	<b>+26円</b>

②医療分、支援金分、介護分について

<納付金>

	令和8年度 仮算定	令和8年度 本算定	差
一般納付金(医療分)	1,156,680,607円	1,117,750,314円	▲38,930,293円
後期高齢者支援金等納付金	393,665,083円	388,098,256円	▲5,566,827円
介護納付金納付金	124,152,578円	123,972,027円	▲180,550円

<保険税率別収納額・財源不足額>

→別紙 A3 資料 (6 ページ)

<保険税率等の比較>

→別紙 A3 資料 (7 ページ)

<県の示す納付金の各区分の割合と市の保険税各区分の割合の乖離>

→別紙 A3 資料 (8 ページ)

<モデルケース>

→別紙 A4 資料 (右上に“付録”と記載がある資料)

## 6 決算剰余金の活用について

- 1) 令和6年度の決算状況（見込）
  - 令和6年度における県特別会計の収支は**73億円の黒字**（歳入4,702億円 - 歳出4,629億円）
  - この73億円から、国から過大交付された交付金に係る返還金等を差し引いた、納付金の引き下げに活用可能な剰余金は**57.7億円**
- 2) 決算剰余金の活用方法に関するルール（令和4年度 第1回国保共同運営会議部会資料より一部抜粋）

（活用方法について）

- $n + 1$ 年度の県平均の1人当たり納付金額に**大幅な増加（※）**が見込まれる場合、**納付金減算のための財源**とする。
- 活用後の剰余額について、原則として、後年度の納付金に**大幅な増加**があった場合に減算できるようにするため財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立てる。

4

- 3) 本算定時における剰余金活用の考え方

### ① 「大幅な増加」 該当の判断

- 直近3年平均の1人当たり納付金の伸びは **+3.3%**
- 剰余金活用前の1人当たりの納付金は161,153円（対前年度 **+6.4%** / +9,751円）  
子ども分を除いた納付金は157,916円（対前年度 **+4.3%** / +6,514円）

⇒ いずれの場合も直近3年平均の伸びを上回っており、「**大幅な増加**」に該当するものと考えられる

## ② 特殊要因について

- 令和8年度算定における特殊要因としては、「子ども・子育て支援納付金の創設」が挙げられる。
  - 国は、「同納付金について、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行い、社会保障負担軽減の範囲内で徴収することで、追加的な負担がない仕組み」として整理している。
- ⇒ このことから、同納付金の創設による増加分については、剰余金の活用対象外として整理する。

## ③ 剰余金の活用額

- 子ども分を除いた納付金の増加分においても、先述の活用ルールに基づき「大幅な増加」に該当するため、活用可能な剰余金の額を踏まえて、対前年度の伸び（+0.9%）程度まで活用することとする。

5

この場合、剰余金の活用額は**45.6億円**となり、

子ども分を除いた1人当たり納付金は、**152,764円**（対前年度+0.9%／+1,362円）

子ども分を含めた1人当たり納付金は、**156,001円**（対前年度+3.0%／+4,599円）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 (子ども分除く)	R 8 (子ども分含む)
活用前の1人当たり納付金	137,302円	144,000円	154,484円	153,277円	157,916円	161,153円
対前年度	2.0%	4.9%	7.3%	2.2%	4.3%	6.4%
活用可能な剰余金の額	14億円	15億円	42億円	61億円	58億円	58億円
活用額	0億円	0億円	42億円	17億円	46億円	46億円
活用後の1人当たり納付金	137,302円	144,000円	149,995円	151,402円	152,764円	156,001円
対前年度	2.0%	4.9%	4.2%	0.9%	0.9%	3.0%

※翌年度の算定において、既に高額医療費負担金の減額（歳入減）を国は検討しており、納付金は増加する可能性が高い。従って、今年度は剰余金を全額活用せず、後年度の納付金の伸びを軽減するための財源として一部留保することとする。